

ICTの積極的活用について

ICTを活用した家庭学習に伴う通信費等について、厚生労働省から生活保護業務における取扱いが周知されましたので連絡します。

事務連絡
令和2年5月15日

各都道府県教育委員会
情報機器整備等担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局
情報教育・外国語教育課長
高谷 浩樹

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた 家庭での学習や校務継続のためのICTの積極的活用について

日頃より情報教育の推進に御尽力・御協力いただき誠にありがとうございます。

このことについては、令和2年4月23日付け事務連絡において周知させていただいたところですが、関連してこのたび厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における臨時休業に伴う生活保護業務における教材代の取扱いについて」（令和2年5月15日付け事務連絡）が別添のとおり発出されましたのでお知らせします。

各都道府県教育委員会におかれましては、本件について速やかに域内市区町村（政令指定都市を含む）教育委員会に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、令和2年度補正予算に計上している「家庭学習のための通信機器整備支援事業（公立学校情報機器整備費補助金）」等の財源確保を御検討いただき、引き続きICTの積極的活用に御尽力・御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、厚生労働省からの事務連絡にあるとおり「教育扶助として支給する通信費については、他の教材代と同様に、学校長に対して支給する取扱いも可能」ですので、通信費を各世帯から徴収する自治体におかれましても、民生部局等の関係機関と連携の上、本取扱いが活用されるよう、特段の御配慮をお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局 情報教育・外国語教育課
TEL：03-5253-4111（内線4741）
E-Mail：jogai@mext.go.jp

事務連絡
令和2年5月15日

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における臨時休業に伴う
生活保護業務における教材代の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの小学校、中学校、高等学校等（以下「学校」という。）において、臨時休業等の措置が講じられています。こうした状況も踏まえ、文部科学省においては令和2年度補正予算で、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、ICT端末や通信機器等の環境整備に必要な経費を措置しています。当該予算では、公立学校の児童生徒には1人1台端末を支給するための費用が計上されており、各教育委員会の方針に基づき、学校における教育活動の一部をオンラインで実施する取組が更に促進されることが想定されるところです。

被保護世帯の児童生徒等が家庭学習を行う際の留意点については、「被保護世帯の児童生徒等の家庭学習に係る留意点について」（令和2年4月20日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）においてお示ししたところですが、学校がICTを活用した教育を実施するにあたり、被保護世帯に通信費（モバイルルーター等の最低限必要な通信機器の支給又は無償貸与等が行われない場合は、これらの購入又はレンタルに係る費用を含む。以下同じ。）の費用負担が生じた場合の生活保護業務における取扱い等について、下記のとおりお示ししますので、各自治体におかれては、ご了知の上適切に対応をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。

記

1 ICTを活用した教育に伴う通信費が発生したときの取扱い

(1) 学校での教育におけるICTの活用について

今般、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和2年4月10日2文科初第87号文部科学省

初等中等教育局長通知。別添 1) において、家庭学習については「教科書と併用できる教材、動画等を活用した（略）学習を組み合わせることで重要」とされ、「その際、家庭学習で活用する教材等の児童生徒への提供については、オンラインのシステムを通じた提供のほか、教育委員会や学校のホームページに掲載する、電子メールや郵送等で配付する、保護者や児童生徒の登校日を設定してその際に配付するなどの工夫が考えられること」とされており、また、「学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができること」が示されました。

また、文部科学省において、令和 2 年度補正予算で、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT の活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急を実現するため、ICT 端末や通信機器等の環境整備に必要な経費を措置しています。

(2) 教育扶助又は生業扶助における「教材代」としての通信費の支給について

従前より、教育にかかる費用のうち学校ごとや個人ごとで差の大きいワークブック等の費用については、個別の需要に即応すべく教育扶助又は生業扶助において、「教材代」として実費支給しているところです。

今般、(1) のとおり教育における対応がなされることを踏まえ、ICT を活用した教育が行われ、ICT を通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合であって、ICT を利用するための通信費について被保護世帯において費用負担が生じるときは、「ICT を活用した教育にかかる通信費の生活保護業務上の取扱いについて」

(別添 2) に示すとおり、必要な額を教育扶助又は生業扶助における「教材代」として実費支給することとしますので、保護の実施機関におかれましては、被保護世帯に対して、ICT を活用した教育にかかる通信費の費用負担が生じる場合には、ケースワーカーへ相談するよう助言指導を行うなど特段のご配慮をお願いします。また、必要に応じて、保護の実施機関から学校等に対して、オンライン教育の実施状況等を確認する場面が想定されるため、関係機関とも連携の上、通信費の支給事務が滞りなく行われますよう、特段のご配慮をお願いします。

なお、通信費について、地方自治体による独自の給付が行われる場合は、当該給付額を収入充当順位にかかわらず教材代の通信費分に充当することとし、充当してもなお不足分があるときは当該不足分のみを教材代として支給の対象としていただきますようお願いいたします。

また、教育扶助として支給する通信費については、他の教材代と同様に、学校長に対して支給する取扱いも可能であることを申し添えます。

(3) 別添 2 による対応ができない場合

教育における ICT の活用は学校ごとの差が大きいことが想定され、別添 2 により対

応できない被保護世帯の費用負担が生じる場面が考えられます。その場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7 の 10 の（4）に当たるものとして、厚生労働大臣に情報提供をお願いします。

2 適用する時期について

別添 2 による「教材代」としての通信費の支給については、令和 2 年 5 月に請求された通信費から支給できることとします。



2 文科初第 8 7 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長 殿
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い
学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）

各設置者及び学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において示した「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「学校再開ガイドライン」という。）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和 2 年 4 月 7 日改訂。以下「臨時休業ガイドライン」という。）等を踏まえて、学校の再開又は臨時休業等の措置を講じていただいているところと存じます。

この度、4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われ、7 都府県が対象地域に指定されたこと等も踏まえ、すでに新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が延長されている学校も相当数生じてきており、今後の感染状況によってはさらなる臨時休業の長期化も視野にいれる必要があること、学校再開後においても、一部の児童生徒がや

むを得ず学校に登校できない場合もあることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導の取扱いについて、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対する学習指導に関する基本的な考え方

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、臨時休業等が行われている場合であっても、その趣旨を踏まえて、感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、児童生徒の学習を保障することが重要である。

臨時休業期間中における児童生徒に対する学習指導については、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、可能な限りの措置をとることが必要である。また、その取扱いについて、保護者の十分な理解と協力を得るように努めることも重要である。このため、臨時休業ガイドラインに示すとおり、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、家庭学習と、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話の活用等を通じた教師による学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

また、学校再開後において、一部の児童生徒が新型コロナウイルス感染症対策のためにやむを得ず学校に登校できない場合についても、同様に、児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、登校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、可能な限りの措置をとることが必要である。また、その取扱いについて、保護者の十分な理解と協力を得るように努めることも重要である。このため、臨時休業ガイドラインも参考に、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、家庭学習と、家庭訪問の実施や電話の活用等を通じた教師による学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

【参考】臨時休業ガイドライン（抜粋）

2. 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、地域の感染状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、次の（１）に示す ICT 等も活用した家庭学習と、（２）及び（３）に示す教師による対面での学習指導や学習状況の把握の組合せにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じること。

（１）家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講じること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和２年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

（２）登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

（３）その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

なお、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日に授業を行うこと等が考えられること。なお、その場合においては、学校再開ガイドラインに示す以下の点にも留意すること。

【参考】学校再開ガイドライン（抜粋）

2. 学習指導に関すること

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等）、その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となること。）
- ・ 30文科初第1797号平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）の趣旨・内容についても、引き続き踏まえること。

なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているため、必要に応じて参照いただきたいこと。

2. 家庭学習について

(1) 家庭学習に関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すことが求められること。したがって、入学式や始業式の中止・延期等により児童生徒に新年度の教科書が給与できていない場合については遅滞なく給与すること。

加えて、児童生徒の発達の段階など学校及び児童生徒の実態等を踏まえ、教科書と併用できる教材、動画等を活用した以下のような学習を組み合わせることで重要であること。

<家庭学習の内容の例>

- ・教育委員会や学校作成のプリントを活用した学習
- ・NHK E テレ等のテレビ放送を活用した学習
 - ※NHK E テレでは、本放送において児童生徒向けの番組を放送しているほか、令和2年5月1日（予定）まで、マルチ編成のサブチャンネルにおいて、臨時休業中等の児童生徒向けの番組を特別編成で放送している。
- ・教育委員会や教科書発行者などの民間事業者等が提供する ICT 教材や動画を活用した学習
- ・文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」¹に掲載されている教材や動画等を活用した学習
- ・パソコンやタブレット端末等による個別学習が可能なシステムを活用した学習
- ・一定のテーマについてインターネットを活用して調べまとめる学習
- ・テレビ会議システム等を活用した教師による同時双方向型のオンライン指導を通じた学習

その際、家庭学習で活用する教材等の児童生徒への提供については、オンラインのシステムを通じた提供のほか、教育委員会や学校のホームページに掲載する、電子メールや郵送等で配付する、保護者や児童生徒の登校日を設定してその際に配付するなどの工夫が考えられること。

また、児童生徒の規則正しい生活及び学習習慣の維持、学習の流れの分かりやすい提示等の観点から、例えば、一日の学習のタイムスケジュールや一週間の学習の見通しなどを併せて示すことで、可能な限り計画性をもった家庭学習を促すこと。

¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

(2) 学習評価への反映

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができること。

家庭学習の学習状況及び成果の把握に当たっては、例えば以下のような方法が考えられるところであり、児童生徒の発達の段階や活用する教材等を踏まえて、これらを適切に組み合わせて行うこと。

＜学習状況及び成果の把握の方法の例＞

- ・ワークブックや書き込み式のプリントの活用
- ・レポートの作成及びそれに対する教師のフィードバック
- ・ノートへの学びの振り返りの記録
- ・登校日における学習状況確認のための小テストの実施

教師による確認については、電子メールやFAX等を通じた提出、パソコンやタブレット端末等による個別学習が可能なシステムによる学習履歴の確認、テレビ会議システム等を活用したオンラインでの確認、登校日や学校に登校できるようになった後における対面での学習状況の確認等を通じて行うことが考えられること。

(3) 家庭学習における ICT の活用に関する留意事項について

既に ICT 端末や通信環境の整備が進んでいる地域、学校等においては、児童生徒の発達の段階など学校及び児童生徒の実態等を踏まえつつ、家庭においても積極的に ICT を活用することが求められる。家庭学習における ICT の活用については、以下に示す留意事項に留意すること。

＜留意事項＞

- ① ICT を活用した家庭学習を課すに当たっては、各家庭における端末の保持や通信環境の状況について十分配慮することが重要であり、各学校で可能な限りその状況を把握することが望ましいこと。例えば、家庭が保有するスマートフォンやパソコン、タブレット端末等の利用も考えられる。家庭の通信環境に十分配慮しオンライン教材の動画、画像、文字の適切な配分を行い容量の低減を図る、必要な家庭には可能な範囲で学校の端末の貸出を検討するなど、各自治体や学校の状況に応じた取組を工夫いただきたいこと。また、各家庭において ICT 端末や通信環境の活用が困難な場合は、家庭学習用のプリント等を配布するなどの代替措置を行うこと。
- ② ICT を活用した家庭学習を課すに当たっては、個人情報や著作権の保護、有害

情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な指導を行うとともに、その活用状況について可能な範囲で把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。²

² 参考サイト：文部科学省ホームページ「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

3. 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の指導要録上の出欠の扱い等について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない児童生徒について、指導要録上の出欠の扱いは以下のとおりとなり、登校できなかった日数を「欠席日数」としては記録しないこととされていること。

(1) 学校が臨時休業中である児童生徒

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定に基づく臨時休業を行った場合には、指導要録上の「授業日数」には含めないものとして扱い、「欠席日数」としては記録しないこと。

(2) 学校の再開後においてやむを得ず学校に登校できない児童生徒

学校再開ガイドライン及び令和2年4月6日付け初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（4月6日時点）」（以下「Q&A」という。）において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、次の①から④までに示す場合においては、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「欠席日数」としては記録しないこと。

- ① 児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ② 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- ③ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、事務次官通知に示す内容に従い、登校すべきでないと判断された場合
- ④ Q&Aに示すとおり、校長が「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として認めた場合

【参考】学校再開ガイドライン（抜粋）

1. 保健管理等に関すること

(2) 出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後

に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては、「(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「2. 学習指導に関すること」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等注（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

4. 登校再開後の指導について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。その際、例えば、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日に授業を行うこと等が考えられること。なお、その場合においては、学校再開ガイドラインに示す以下の点にも留意すること。

【参考】学校再開ガイドライン（抜粋）

2. 学習指導に関すること

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等）、その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となること。）
- ・ 30文科初第1797号平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）の趣旨・内容についても、引き続き踏まえること。

なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているので、必要に応じて参照いただきたいこと。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、3. の対象となるやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

<要件>

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合には、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

5. 各学年の課程の修了及び卒業の認定等について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にあった児童生徒について、各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

なお、高等学校においては、同時双方向型の遠隔授業の方法により授業を履修することができ、当該方法により修得する単位数は 36 単位を超えないものとする制度があるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、4. に基づき、3. の対象となる新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴いやむを得ず学校に登校できない生徒が同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習を行い、学校の再開後等に当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととした場合については、上記制度に依らずに実施するものであることから、上記の単位数の算定に当たって考慮する必要はないこと。

【本件担当】

(下記以外に関すること)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL：03-5253-4111（内線2367）

(2. (3)に関すること)

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

TEL：03-5253-4111（内線3263）

(3. (1)及び(2)のうち感染のおそれの判断に関すること)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

TEL：03-5253-4111（内線2918）

(5. のうち高等学校の遠隔授業に関すること)

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

TEL：03-5253-4111（内線3705）

ICTを活用した教育にかかる通信費の生活保護業務上の取扱いについて

(1) 自治体又は学校が一括して通信事業者と契約をする場合又は一律の契約プランを提示する場合

給付にあたっての考え方	給付に必要な挙証資料
自治体又は学校が提示する通信費を実費として給付	自治体又は学校が提示する資料（必要な通信容量及び通信費が分かるもの）

(2) 各家庭が個別に通信事業者と契約する場合

世帯類型	給付に当たっての考え方	給付に必要な挙証資料	運用上の留意点
通信事業者と契約をしていない世帯 (Wi-Fi等通信環境がない世帯)	自治体又は学校が提示するオンライン学習に要する通信容量の通信を行うのに必要な通信費を実費として給付	契約プラン及び通信費が分かる内容のもの	<ul style="list-style-type: none"> 一定容量の通信が可能な通信事業者との契約であって、学習に必要な通信を行った場合の通信容量を確保でき、かつ相場と比して著しく高額でないと認められるものに係る費用について給付 モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を支給する場合については、通信費とあわせてこれらに係る契約をすることで総合的に安価となる契約プランがある場合には、当該プランを優先するよう指導
通信事業者と既に契約をしている世帯 (Wi-Fi等通信環境がある世帯)	自治体又は学校が提示するオンライン学習に要する通信容量の通信を行うのに必要な通信費を実費として給付※ ※ ・新たな契約料金のうち、当該通信容量分の通信料を特定できる場合はその額 ・特定不可能な場合は、既契約からの増加分	オンライン学習実施前と実施後の契約プラン及び通信費が分かる内容のもの	<ul style="list-style-type: none"> 一定容量の通信が可能な通信事業者との契約であって、学習に必要な通信を行った場合の通信容量を確保でき、かつ相場と比して著しく高額でないと認められるものに係る費用について給付 モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を支給する場合については、通信費とあわせてこれらに係る契約をすることで総合的に安価となる契約プランがある場合には、当該プランを優先するよう指導 契約を継続することや契約内容の変更を行うこと、あるいは他の通信事業者との契約締結でより安価に通信が可能となる場合には、こうした対応を行うよう指導